

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令

卸売市場検査規程（昭和49年岩手県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

様式中「罫」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。